

農地の貸借は

あなたの農地をお預かりします!

農地中間管理機構へ

(公益財団法人 栃木県農業振興公社)



どのような
農地が
対象なの?

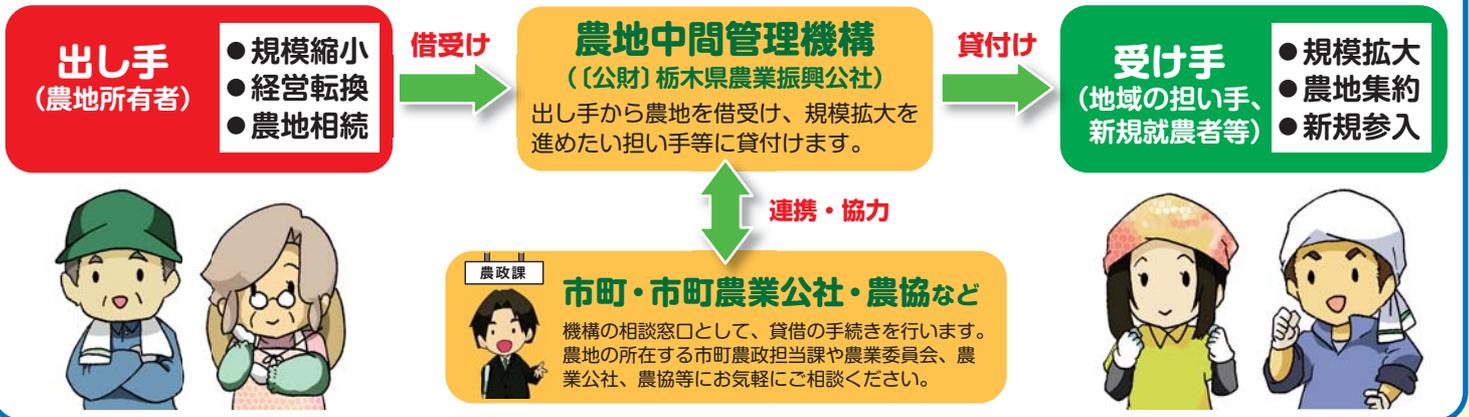
- 農業振興地域内の農地であり、機構の借受ルールに基づき判断します。
- 貸借期間は、原則**10年以上**です。
- 遊休農地や、利用が著しく困難な農地等、貸付けが見込めない農地は借受けることが出来ないことがあります。



機構を活用する
メリットは?

- 公的な機関が、あなたの農地を責任を持って借受けます。
- 賃料は機構が支払い、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。

農地中間管理事業の仕組み



機構集積協力金

要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。交付要件の詳細は、農地のある市町の農政担当課にお問い合わせください。

地域に対する支援

① 地域集積協力金

地域における話し合いにより、今後の農地の集積・集約化に向けた計画(人・農地プラン)を作成し、地域の全農地面積のうち一定割合以上を機構に貸付けた場合、当該地域に対して交付されます。

機構への貸付割合

交付単価

- 2割超5割以下 : 1.0万円/10a以内*
- 5割超8割以下 : 1.4万円/10a以内*
- 8割超 : 1.8万円/10a以内*

*平成30年度の交付単価です。

*県全体の、新たに機構を通して担い手へ貸し付けられる農地面積により、国から配分された予算の範囲で交付します。

個々の出し手に対する支援

機構に農地を10年以上貸付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

② 経営転換協力金

経営転換やリタイアなどをきっかけに、機構へ農地を貸付けることにより担い手への農地の集積・集約化に協力していただく農業者等に交付されます。

貸付等を行う面積

交付単価

- 1ha以下 : 5万円/10a(面積払い)*
- 1ha超2ha以下 : 50万円/戸*
- 2ha超 : 70万円/戸*

*平成30年度の交付単価です。

③ 耕作集積協力金

機構の借受け農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付けに協力していただく農地の所有者又は耕作者に交付されます。

交付単価

0.5万円/10a*

*平成30年度の交付単価です。



詳細については、相談窓口までお問い合わせください。

農地中間管理機構に農地を貸す場合・借りる場合の手続きの流れ

農地を貸したい方

✓まずは、市町又は市町農業公社等の窓口へ相談してください。

出し手

農地貸付けの申出や相談 (出し手→市町等)

貸借期間・賃料等の諸条件の相談 (出し手・受け手と市町等)
人・農地プランに基づくマッチング (市町等)
出し手農地について、事業規程に基づく受け手の選定

「農用地利用集積計画^{※1}」の作成
及び公告 (市町)

出し手から機構へ賃借権等の権利が移動



出し手 (農地所有者)

農地中間管理機構

公的な機関を通じた取組なので、安心して貸付け・借受けが行えます。

農地を借りたい方

✓まずは、機構の借受希望者の公募に応募してください。

受け手

機構が行う「借受希望者の公募」に応募 (受け手→機構)

借受希望者のリスト化・公表 (機構)

「農用地利用配分計画^{※2}」の作成 (市町・機構)
及び認可・公告 (県)

機構から受け手へ賃借権等の権利が移動



受け手 (地域の担い手等)

※1「農用地利用集積計画」とは

農業経営基盤強化促進法により市町が担い手や農地中間管理機構に、農用地の賃借権等を設定するための計画です。市町が農用地利用集積計画を公告することにより、農地の権利移動が行われます。

※2「農用地利用配分計画」とは

農地中間管理事業の推進に関する法律により、機構が借受けた農用地について、受け手へ賃借権等を設定するための計画です。市町が作成した農用地利用配分計画(案)により、農地中間管理機構が同計画を定めます。県が農用地利用配分計画の認可を公告することにより、農地の権利移動が行われます。

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課	☎028-623-2279
河内農業振興事務所	☎028-626-3061
宇都宮市農業企画課	☎028-632-2473
(公財)宇都宮市農業公社	☎028-660-2701
上三川町産業振興課	☎0285-56-9136
(公財)上三川町農業公社	☎0285-56-4312
上都賀農業振興事務所	☎0289-62-5236
鹿沼市農政課	☎0289-63-2191
(公財)鹿沼市農業公社	☎0289-63-5570
日光市農林課	☎0288-21-5171
(一財)日光市農業公社	☎0288-22-7770
芳賀農業振興事務所	☎0285-82-4720
真岡市農政課	☎0285-83-8137
(公財)真岡市農業公社	☎0285-83-9931
益子町農政課	☎0285-72-8838
J Aはが野益子営農センター	☎0285-72-1171
茂木町農林課	☎0285-63-5634
J Aはが野茂木営農センター	☎0285-63-1249
市貝町農林課	☎0285-68-1116
J Aはが野市貝営農センター	☎0285-68-1314
(公財)芳賀町農業公社	☎028-677-6048
芳賀町農業委員会	☎028-677-6047

下都賀農業振興事務所	☎0282-23-3425
栃木市農業振興課	☎0282-21-2379
栃木市大平産業振興課	☎0282-43-9212
栃木市藤岡産業振興課	☎0282-62-0906
栃木市都賀産業振興課	☎0282-29-1104
栃木市西方産業振興課	☎0282-92-0313
栃木市岩舟産業振興課	☎0282-55-7764
(一財)栃木市農業公社 本所	☎0282-20-5300
(一財)栃木市農業公社 北部事務所	☎0282-29-1411
(一財)栃木市農業公社 南部事務所	☎0282-62-0917
J Aしもつけ営農部営農企画課	☎0282-20-8820
J Aしもつけ栃木営農センター	☎0282-27-6511
J Aしもつけ都賀営農センター	☎0282-27-1881
J Aしもつけ大平営農センター	☎0282-43-0800
J Aしもつけ藤岡営農センター	☎0282-62-4336
J Aしもつけ岩舟営農センター	☎0282-55-3211
小山市農政課	☎0285-22-9254
小山市農業委員会	☎0285-22-9861
下野市農政課	☎0285-32-8906
(公財)下野市農業公社	☎0285-32-8951
壬生町農政課	☎0282-81-1881
J Aしもつけ壬生営農センター	☎0282-82-1103
野木町産業課	☎0280-57-4151

塩谷南那須農業振興事務所	☎0287-43-1252
矢板市農林課	☎0287-43-6210
(公財)矢板市農業公社	☎0287-43-2650
さくら市農政課	☎028-681-1117
J Aしおのや氏家営農生活センター	☎028-682-3221
J Aしおのや喜連川営農生活センター	☎028-686-3211
那須烏山市農政課	☎0287-88-7117
(一財)那須烏山市農業公社	☎0287-88-7790
塩谷町産業振興課	☎0287-45-2211
塩谷町農業再生協議会	☎0287-45-2211
高根沢町産業課	☎028-675-8104
J Aしおのや高根沢営農生活センター	☎028-676-0233
那珂川町農林振興課	☎0287-92-1113
J Aなす南営農企画課	☎0287-96-6170
那須農業振興事務所	☎0287-23-2151
大田原市農政課	☎0287-23-8708
(公財)大田原市農業公社	☎0287-23-4834
那須塩原市農務畜産課	☎0287-62-7147
(公財)那須塩原市農業公社	☎0287-60-1283
那須町農林振興課	☎0287-72-6911
(一財)那須町農業公社	☎0287-73-5545
安足農業振興事務所	☎0283-23-1455
足利市農政課	☎0284-20-2116
佐野市農政課	☎0283-20-3043
(公財)佐野市農業公社	☎0283-21-5489